

平成28年第2回教育委員会定例会

(1月26日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成28年1月26日(火)午後1時1分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	垣 内 恵美子
委員長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	山 田 安 宏
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	曲 山 裕 通

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 小学校体育館エアコン整備について

(2) 児童保育課

イ こどもクラブ委託事業者の選定実施について

ウ 小規模保育所の開設について

(3) 指導課

エ 学習支援講座. 「ステップ・アップ」について

(4) 生涯学習課

- オ 上野学園石橋メモリアルホールが実施する事業に対する後援について
- (5) 青少年・スポーツ課
 - カ (仮称)台東区スポーツ振興基本計画の策定について
 - キ 障害者スポーツの普及促進について
 - ク 若者育成支援の拡充について
- 2 報告事項
 - (1) 庶務課
 - ア 平成28年度教育委員会及び連合校園長会の日程について
 - イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について
 - ウ 後援名義の使用について
 - (2) 学務課
 - エ 平成27年度台東区小児生活習慣病予防健診の実施結果について
 - (3) 指導課
 - オ 台東区優秀教員・優秀団体奨励について
 - (4) 青少年・スポーツ課
 - カ 奨学資金貸付選考委員会の選考結果について
- 3 その他

午後1時1分 開会

○垣内委員長 ただいまから、平成28年第2回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それではここで、傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○垣内委員長 それでは、日程第1、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、庶務課のア、小学校体育館エアコン整備についてご説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。

項番1の目的でございます。区立小学校は全部で19校ございます。そのうち、体育館にエアコンが整備されておりますのは、資料に記載しました6校でございます。この6校については、統合時に体育館にエアコンを設置したというケースが多くなってございます。ただ、近年はご存じのように、猛暑等の影響で小学校は夏季休業がございますけれども、5月から10月にかけても気温・湿度ともに非常に高くなる場合がございます。このため、体育活動時の熱中症対策というのは小学校においても重要課題となっているところでございます。

中学校につきましては、今年度の補正予算、それから、大規模改修で全校に設置する目途がついたところでございますけれども、それと同様に小学校につきましても、児童の体調管理の観点から未整備の学校に体育館エアコンを計画的に整備するものでございます。

項番2の整備計画をご覧ください。未整備校の13校につきまして、今後の大規模改修や、放課後子供教室、学童クラブの実施状況などを踏まえまして、平成28年度から31年度にかけての4カ年で整備をする予定でございます。

整備予定校は資料のとおりでございます。年間3校～4校実施をするものでございます。なお、黒門小学校と平成小学校につきましては、大規模改修時の整備という予定でございます。

項番3の概算経費をご覧ください。これは、28年度分で大規模改修の学校は除いたもので

ございます。3校分で8,500万円強となっております、1校の平均額は約3,000万円弱の整備経費となっております。

項番4の今後の予定でございますが、政策会議を経まして、3月2日の区議会第1回定例会の区民文教委員会で報告をする予定でございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご協議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 日々新しい技術が開発されていて、例えばこのような熱エネルギーの問題はなるべく省エネを念頭として設置するのが良いのではないかと考えています。予算にどの程度反映されるのかわかりませんが、例えば太陽光発電とこれと組み合わせるようなこととか、ある一定のスペースがあるわけですので、特に暑い時期は、太陽光発電が有効に働きますので、ただ単にエアコンをつけるのではなくて、学校は教育現場でもありますので、できたら複合的なエネルギー源の活用を体育館のエアコンの作動に使えばと思うのですが、そのあたりのことについて、もしお考えがあれば教えてください。

○庶務課長 ただいまの樋口委員のご意見につきましては、学校施設の観点から非常に大事な視点でございます。現に大規模改修を現在やっているところ、これから実施するところについては、太陽光発電の省エネ的な機能をつけていこうとしておりますし、実際に考えております。

ただ、太陽光発電の発電エネルギーというのが、体育館のエアコン設備を賄えるほどの大きさがありませんので、太陽光発電等については室内の照明など、そういったものに割り振っているところではございます。

体育館のエアコン整備をした後に、当然、大規模改修をまた行う学校もございますけれども、この辺のところは区役所の建築設備部門のほうと協議をいたしまして、せっかくつけた体育館のエアコンが大規模改修のときにまた外して廃墟するという、そういう手戻りがないことを確認した上で整備をするものでございます。

また、先ほど樋口委員がおっしゃられましたように、今後大規模な太陽光発電のエネルギー償還みたいな機能が進んでくれば、それを体育館のエアコンの電源のほうにもリンクをさせて、電力の一部を太陽光発電で賄うというような、そういう機能も持たせていきたいと考えてございます。

○高森委員 今の話で、既にエアコンが整備されている学校で、既存のものはそのまま活かせるものがあれば活かすところですが、そうすると蔵前小学校のものもそのような考えでいらっしゃるのか。

それから、ちょっとこの話とは外れますけれども、蔵前小学校が今度移転する先の旧柳北小学校は体育館の冷房設備等はあるのでしょうか。

○庶務課長 まず、蔵前小学校でございますけれども、現在蔵前小学校も体育館にエアコンが設置されてございます。ただ、今度改築になった場合には、体育館の構造ですとか、

体育館の規模が違ってまいります。それから、建物全体の、全館冷暖房になりますので、その辺の冷暖房の系統が現行の電気のものとはちょっと違うということがありますので、現在蔵前小についているものについては、申し訳ないんですけども転用ができないという状況になってございます。

それから、蔵前小が仮移転をする旧柳北小学校、今体育館等のほうは柳北スポーツプラザということで、スポーツ施設として区民の方々にお使いをいただいているところでございますけれども、そちらにつきましては、体育館のエアコンはついていないという状況があります。

○**青少年・スポーツ課長** 柳北スポーツプラザには、エアコンはついていますが、ただ、老朽化が進んでおまして、来年度になりますので、エアコンを新しいものと入れ替える予定でございますので、蔵前小学校が移転してくるときには新しいエアコンがつけられている状況になります。

○**高森委員** 夏には入りそうですか。

○**青少年・スポーツ課長** はい。

○**樋口委員** 最近の電力の自由化もあって、電力事業に参入する企業が増えていますが、熱のエネルギーと光のエネルギーを区別すると、電力というものを使い分けることが必要で、LEDが出たのがその最大の貢献でして、LEDは光は出るけれども熱は出ないというのが、いわゆる電力エネルギーの省エネの最たるもので、ノーベル賞も受賞していますね。

そうしますと、体育館に関してですが、暖房についてはもしかしたらガスでもできるかもしれない。光を、電源をいわゆる火力発電所からとる。そのように、熱と光を別にすれば、かなりの省エネ暖房施設ができるかもしれない、というような話なのです。ですから、こういう施設を建設するときには、ぜひともその辺の情報を収集していただきたいと思っております。

○**庶務課長** 現在、既存の学校でも、例えば具体例を挙げますと、上野小学校、谷中小学校、大正小学校というように比較的最近改築した学校の冷暖房についてはガスヒーポンということで全館的に使っているところでございます。その辺の効率性というのは、やはり電気一辺倒でいくよりも、数値的にはいいものが出ているというものがございます。

この辺の小学校体育館のエアコン整備についても、インシヤルコストだけではなくて、ランニングコストについても、より効率的なものを設置できるようにということで、役所の設備部門のほうとも協議をして、そういったことも考えてやっていきたいと考えてございます。

○**垣内委員長** 今、建築系、まちづくり系も建築物の長寿命化というのでしょうか、それとライフサイクルコストみたいなところは非常に熱心になさっていると思うので、その辺の知恵も借りながら、学校もよりよい形で、ベストミックスでやっていただければと思います。

○**和田教育長** 学校の冷房の設置については、23区の教育長会などでも話題になることあ

るのですが、普通教室、特別教室はできているけれども、体育館の冷房化というのはなかなかまだ手をつけていないところが多いと思うのですが、その辺の情報は何か得ていますか。

○庶務課長 ただいま和田教育長のお話にありましたように、23区の区立小学校の中でも体育館の冷暖房化が図られているという学校は、多くはございません。今回の台東区のように、中学校それから小学校も含めて全校について体育館に冷暖房の設備がこの数年の間に設置されるという事例は恐らく23区としては初めての例になるだろうと考えてございます。

○高森委員 地域の方からの声になりますが、小学校ではなくて中学校の話で、柏葉中学校の第2体育館を、結構、生徒が利用する機会があるようなのですが、体育館には冷房が入っていないそうですね。希望としては、そこにも冷暖房設備を入れてほしいということなのですが、その辺りの計画というのは予定されていますでしょうか。

○庶務課長 小中学校の体育館のエアコン整備につきましては、区長部局のほうと調整をしておりますが、かなり大きな予算がかかるということで、難しい部分がございます。

基本的には、教育委員会といたしましては、中学校であれば夏場はクラブ活動で生徒さんたちが使う、小学校においても、夏季休業時前後の湿度・温度の非常に高い、それから、放課後こども教室やこどもクラブがある学校については、夏休みも体育館等を使用する頻度が多いということで、教育委員会の教育活動では教育委員会の事業に積極的に使用しているところから整備をしたいということで、今回の計画になりました。

高森委員のおっしゃいましたその部分については、引き続きオリンピック・パラリンピックに向けてスポーツ環境の整備という視点等もございますので、この延長線上ということでまた区長部局のほうといろいろな調整をしていきたいと考えてございます。

○高森委員 わかりました。優先順位があるということですね。承知しました。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 児童保育課 イウ

○垣内委員長 次に、児童保育課のイ及びウについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、資料2をご覧ください。

本件は、29年4月から運営する事業者の選定について、ご協議をいただくものでございま

す。

項番1、公募を行うこどもクラブでございます。本年度に公募を実施した6カ所と、児童館併設のこどもクラブ8カ所を除いた残り8カ所のうち、次の4カ所について公募を実施いたします。28年度公募実施のこどもクラブは表にお示しをしたところでございます。

項番2、スケジュールでございます。2月の子育て支援特別委員会に報告をした後、対象こどもクラブの保護者に周知を行います。公募は4月から行い7月に審査を実施いたします。9月の子育て支援特別委員会に報告した後に、決定事業者を公表し、現在運営している事業者と事業者が変更した場合には、保護者会などの説明会や引き継ぎを実施してまいりますのでございます。

説明は以上でございます。

それでは、続きまして、資料3をご覧ください。

小規模保育所の開設についてでございます。本件は、来年4月までに開設する小規模保育所の運営事業者の選定結果をご報告し、優先交渉権者として決定することについてご協議いただくものです。

項番1、運営事業者選定結果です。

(1)施設概要は、名称が（仮称）ピーフェア御徒町保育園で、開設予定日は今年の6月1日でございます。所在地は台東2丁目で、ビルの1階部分となります。定員は上限の19名で2歳までの施設となります。

(2)優先交渉権者はピーフェア株式会社で、西東京市や練馬区などで認証保育所を8園、小規模保育所を1園、自治体委託の保育園を1園の10園を経営し、今年4月からは、板橋区と目黒区で認可保育所を3園開設する事業者でございます。区内では初めての開設となります。

(3)選定経過です。応募は2社あり、今月22日に審査を実施いたしました。特定については表のとおりで、得点率が70%を超えた事業者のうち、最も得点が高いところを選定いたしました。選定委員からは、台東区で初めて開設することから、地域に理解され協力を得られるよう区が助成を行ってほしいとのご意見をいただいております。

裏面をご覧ください。

選定委員は資料のとおりです。今回は、選定委員に認可保育園を経営している社会福祉法人の理事長を新たに加え、経営面や人材確保などの面からも審査をしていただきました。

項番2、スケジュールでございます。2月の子育て支援特別委員会に報告した後、開設準備を初め、予定の6月を目途に開設を進めてまいります。

ご説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、まずは、児童保育課のイについて、何かご質問はございませんか。

これは委託ですね、指定管理ではなくて。委託である理由といたしますか、教育的な配慮も必要だし、専門性も必要だろうということなのかなとは思いますが、そのことについて確認をさせていただきたいと思うのと、現在はどこが運営されていて、もし変わる

とするのであれば、スムーズな移行ができるように、どのような形になるのか。先ほどご説明がありましたが、利用する方々に支障がない形でぜひやっていただきたいので、その辺のことについて配慮することがもしあればご説明いただけますか。

○**児童保育課長** まず、1点目でございます。先ほど指定管理ではないのかということですが、台東区が行っておりますこどもクラブにつきましては、事業というカテゴリーで運営を行っております。そのため、公の施設として開設をしておりませんので指定管理という制度には合致しないものでございます。業務委託ということで、現在22のこどもクラブを運営しております。

2点目でございます。円滑な移行についてでございますが、本年度から3カ年で台東区が委託事業を行っておりますこどもクラブについては、再公募という形をとらせていただいております。本年度につきましては、3月に5日間程度、実際のクラブのほうで一緒に子供たちと過ごしながら保育の引き継ぎを行うということで準備をしてございます。

また、事務方の引き継ぎといたしましては、別の日程を設けまして事務の引き継ぎ、あとは地域とのつながりがございますので、主だった学校へのご挨拶ですとか、保護者会の開催といったところで円滑な移行、あるいは、保護者の方のご心配、ご不安を取り除くような対応を現在進めているところでございます。

○**垣内委員長** わかりました。

ほかに何かご質問ございませんか。

(なし)

○**垣内委員長** それでは、次に、協議事項、児童保育課のウについて、何かご質問はございませんでしょうか。

○**高森委員** 場所は佐竹商店街のそばのようですが、このことについては初めて定例会に出てきたのでしょうか。

○**児童保育課長** はい。

○**高森委員** この辺りは、やはり保育の需要という面ではいかがでしょうか。定員人数を19名程度見込んでいるようですが。

○**児童保育課長** 南部地域につきましては、こちらの台東2丁目も含めまして、非常に多くの待機児童が出ている地域でございます。委員ご指摘のとおり、佐竹商店街のちょうど南側のところになります。最寄駅は大江戸線の上野御徒町駅、日比谷線の仲御徒町駅のちょうど中間の辺りという場所になります。

こうした意味では、非常にこちらをご利用になりたい方は多いのではないかと考えているところでございます。

○**垣内委員長** ほかにございませんか。

(なし)

○**垣内委員長** それでは、児童保育課のイ及びウについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 指導課 エ

○垣内委員長 次に、指導課のエについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 資料4をご覧ください。

学習支援講座「ステップ・アップ」についてでございます。この度、指導課では、新規事業として学習支援講座「ステップ・アップ」を立ち上げさせていただき、本日はその内容についてご説明申し上げます。

項番1、目的です。台東区立中学校生徒のうち、基礎学力の補教が必要かつ自己の学力向上を図ろうとする意欲を持つ生徒に対し、塾講師等の外部人材を活用した補充学習の機会を提供し学力向上を図ることを目的としています。

項番2、背景でございます。台東区においては、学力の向上が大きな課題となっております。学力調査等の結果を見ると二極化の傾向が見られ、特に学習が遅れがちな中学生に対し、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図ることが必要となっております。本事業を実施し、家庭の経済状況によらず学習の機会を提供していくことといたしました。

項番3、事業の概要です。対象者は、基礎学力の定着を必要とする生徒です。中学校1・2年生に対しては、基礎学力及び学習習慣の定着を目的とした講座を実施し、また、中学校3年生に対しては、高校進学に向けた学力向上を目的とした講座を実施いたします。講師は学習塾専任講師とし、各学年50名、計150名を対象としています。第2、第4土曜日に区内中学校を会場として実施する予定でございます。

項番4、今後の予定です。28年4月に事業の周知・募集を行い、第2・第3学年については5月末より、第1学年につきましては、7月より開始する予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 生徒には、どのように周知されますか。

○指導課長 4月に全家庭に対して、この「ステップ・アップ」の内容についてお知らせするとともに、その応募要件として、このような要件を満たしていることが必要ですということをお知らせし、それに該当するご家庭が申込みを行うという流れになります。

○樋口委員 うちの子どもにぜひこの講座を受けさせたいんだという申し出があった場合にはどうされますか。不公平ではないかと言われませんか。

○指導課長 その点につきましては、応募要件を満たしているか満たしていないかということ、明確にお示ししていきたいと考えております。

○高森委員 対象者になった場合に、周りの生徒たちはその生徒に対してどう思うか、私はその点が心配です。保護者は対象になることを理解できるので、子供に伝えることもあ

るかもしれませんが、子供自身はそれを親から知らされていないかもしれない。また、同じ学校内、クラス内で、あの子はここに通うような家庭環境の子供であるということを知られてしまうおそれがあるのではないかとということが懸念されるのですが。

○垣内委員長 経済的に余裕がなく、学力も低い方々のための講座だと、そのように誤解されないだろうかと心配です。通常このような場合は、バウチャーを出したほうが、外部の方からそういう方々だとわかるようにするよりは、チケットを出してそれを使ってどこかの塾に行っていただくというやり方のほうが、手間はかかりますが、お子さんの人間関係にも響かないのかなという感じはいたしました。いろいろと検討されて、このような形になったのだとは思いますが。

やること自体はとても重要なことですし、そういう公教育のセーフティーネットの部分だとは思いますが、方法についてはどうなのだろうかという感じはいたします。

○指導課長 今のご指摘のとおりで、大変デリケートなことで、慎重な取扱いが必要だと理解しています。この事業に限りませんが、学校では子どもたちに日ごろから差別であるとか、偏見であるとか、そういったところについても指導を重ねているところがございますので、当然この講座の対象になった生徒さんが、そういった差別であるとか、そういうことがないような十分な目配りというのも学校とともにしていきたいと考えております。

○樋口委員 目標はとにかく、学力不振の子どもの学力向上に寄与するということですから、各学校の教員に指名権を与えて、君は行きなさいと言ったほうが良いと思います。別に経済的な問題を抱えていてもできる子はいるわけだから。

要するに、ここで問題なのは、できない子供をどうにかしようという施策が先だと思います。

○高森委員 私は、そこに行く本人の気持ちを考えたほうが良いと思います。自分はそういう境遇に生まれたんだという気持ちが芽生えてしまうと、それはマイナス効果もあるかなと思います。

○垣内委員長 本人が喜んで行くようなシステムにならないのではないのでしょうか。通常こういったことをやる時は、他のものに転用できないようなチケット、よく教育バウチャーと言いますが、そういったものを差し上げるというケースが多いのですが、そういうことはお考えにはならなかったのですか。やること自体に反対しているわけではないのですが。

○事務局次長 昨今、経済格差が教育格差に結びつくということが大きな課題になっている中で、台東区としてもそういった教育機会に恵まれない子供に対して、そういったセーフティーネットをつくっていききたいという考えが、まず第1にありました。

学校現場の方々々と相談しながら、こういった事務処理をしてそういった子供たちを選定し、来てもらうのかということころは、まだ具体的に詰め切っていないところもありますので、今いただいたご意見を参考に、子供たちが傷つかないような方向で選んでいきたいと思っております。

○樋口委員 もしそうであるのであれば、中学校は良くないのでは。なぜなら、他の子供たちが部活等をやっていたりするわけですから、もしやるのであれば生涯学習センターが良いと思うのですが。中学校でやるのは最も良くないと、私は考えます。

○指導課長 当初、学校ではなく公共の施設を活用することも考えたのですが、実際の規模からすると、各学年50名。実際にはこの50名に対して、きめ細やかな指導をすることが狙いで、二つのグループに分けて展開をいたします。そうしますと、1年から3年生までということになりますので、6教室が必要になり、公共の施設を毎月2回ずつ利用しますと、午前中は一般の区民の方々が利用できなくなるという面がございます。そのため公共の施設を利用することが困難だったという状況がございます。

会場につきましては、引き続き検討してまいります。

○垣内委員長 学校の先生はこれでいいと。これで問題なく子供たちの健やかな発達に資すると、メリットのほうのはるかにデメリットより大きいと、そういうご判断なのでしょう。そうであれば何も私たちがそれほど心配する必要はないのかもしれないなという気はいたしますが、現場の先生方がこういうやり方をして、本当に子供たちが喜んで、ああよかったな、参加してよかったなというように思うと、そのように理解されているのでしょうか。

○指導課長 私のほうから、校長会の見解として申し上げることができないのですが、これまで協議を重ねている中では、やはり学校長も、どの子供たちにもそういった機会が提供されること、また、そのことでその子供たちが学力を向上できるというところでは、この事業については一定の評価をいただいております。

○垣内委員長 このやり方でいいということですね。

○指導課長 先ほど次長からもあったように、今、募集の仕方等については、校長会とも協議を重ねているところでございます。ですので、今日ご指摘いただいた、まず生徒たちへの配慮ということが大変重要であると認識しておりますので、この辺についても課題をクリアできるように校長会と重ねて協議を進めてまいりたいと思っております。

○末廣委員 対象の生徒であっても、意欲がなくて申込みがなければ、受けないこともあるという認識でいいですね。

○指導課長 はい。やはり土曜日と日曜日を使って補習学習に参加するということになりますので、当然生徒さんの実態を考えて、学校から本人やご家庭にお勧めするケースもあるかとは思いますが、全くその意欲がないという場合は、ほかの参加する生徒たちへの影響もございますので、その場合には残念ですが意欲のある者と考えております。

○高森委員 選定の仕方についてですが、各校からは成績の低い者から機械的にリストが出てくると思いますが、要するに、学力の低い子供たちの学力を上げたいという気持ちですから、この子とこの子とこの子という選び方をしてあげたほうが良いような気がいたします。

○垣内委員長 その中で、もし優先順位をつけるのであれば、総合的に同じレベルであれ

ば経済的に困難な家庭の生徒を優先するように、運用するのはどうでしょうか。

選考の中で、家庭の困難さとかいうところも一定程度配慮していただくとか、そこは学校にお任せしたほうがいいのかなどという感じはいたします。今、学校とお話をしているところだということですので、そこは十分ご配慮いただければと思います。

○樋口委員 もう一点、今度は教室の管理の問題ですが、学習塾等の専門家に先生をお願いするということが、教室の管理に関する権限はどうなるのか。もし、ある子供がある人に迷惑かけたときに、ある一定の教室から退去させる権限等々含めて、どのようにされますか。

○指導課長 まず、管理については、当然塾の講師等のみでその講座を運営するというのは難しい面がございますので、指導課の職員も必ず会場の責任者という形で出席します。あわせて、当初は当然意欲のある生徒に参加していただくわけですが、これがある程度、一定期間続きますので、その集中力の持続であるとか、また、他校の生徒と慣れ親しんでくるような面もあり、生活指導面への配慮が必要になってくると思いますので、ここについては当然会場責任者からの指導とともに、状況に応じて、所属校の教員の協力が必要な場合については、学校の校長、教員にもその指導の協力を要請していきたいと考えております。

○樋口委員 そういうことであれば、学校に任せたほうが良いと思います。校長会がもし納得されているのであれば、校長会でこのようなプランを我々は用意したので、運営をお願いしたいと言ったほうが非常にスムーズにいくと思います。

今のお話しでは、指導課の職員が一生懸命指導したけれども、やはり子供の指導は大変だから先生来てくださいというのは、学校としてもなかなか応えられないのではないかと。生徒が学校に来ることに対して、学校としては直接関与はしていないわけですから。にもかかわらず、何か問題あったら頼むぞというのは、話が違うのではないかと感じがあります。

○高森委員 教育委員会がやっているということになりますよね。

○樋口委員 そうです。

○垣内委員長 学習塾の講師についてですが、もちろん学習塾を否定するわけではないですが、そのノウハウも使いたいというお気持ちもわからないわけではないですけども、学校の先生、例えばOBや優秀教員の表彰を受けた方々など、たくさんの人材がいるにも関わらず、どうして学習塾でなければならないのか。しかも、私の理解するところでは、学習塾はある意味テクニカルなことを教えてくださるところなんですけど、ここで考えているのは基礎学力の定着ですよ。基礎学力の定着に学習塾の講師の方を呼んでくることにミスマッチがあるような気がするのですが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

○指導課長 今回、私どももこの事業については、決して子供の指導を塾の講師に丸投げするということはもちろんなく、私もご説明が足りないところではあったのですが、当然各中学校の生徒が参加をしていますので、それぞれの学校の関係職員は土曜日ということ

もありますので、可能な限りということになりますが、子供たちの様子も見守っていただきたいし、必要に応じて個別に指導を入れていただくということも進めていきたいと考えております。

あわせて、大学生が先生等の事業もありますので、こういったところの学生をこの事業に参加させて活用していくといったようなことも現在考えているところでございます。

○樋口委員 これは一つ情報ですが、早稲田大学にこのようなことをしているサークルがありまして、多分15年ぐらい江戸川区でやっているのですが、定期的にバスの中で募集をしています。江戸川区のこうした状況にある子供たちを教えようという団体があるのですね。練馬区にもそういったボランティア団体がある。ボランティア団体に協力をお願いするというやり方もあるのでは。

○垣内委員長 クオリティをどこまで要求するかということに尽きると思います。クオリティというか専門性でしょうか。ボランティアの方でもいいのかもしれませんが、本当にボランティアの方にやっていただいて、期待される効果が、基礎学力の定着という専門家がやってもなかなか難しいようなことが本当にできるのかというところが若干心配になります。私も昔、家庭教師をやっていたことがありますけれども、明らかに私に教えてもらった学生は気の毒だと自分で思いました。

ですから、きちんとした専門性があって、ご経験のある方でないと基礎学力を定着させるというのはなかなか難しいという気がいたします。そこも含めて制度設計については、ぜひしっかりとしたものをつくっていただきたいと思います。基本的な目的というのは、とても重要な点だと思いますし、こういう形で一步踏み出したというのもすばらしいことだと思いますので、この目的を十分に達せられるような仕組みをお考えいただければと思います。

○和田教育長 私どもも正直申し上げますと、今回の事業を考えるにあたって、委員の方々がご懸念されている問題点というのは、解決できているかどうかは別にして、想定をしているのは事実でありまして、実際にどのようにやっていくのか、その募集の方法等についても、二転三転いろいろと考えめぐねたところでございます。

先ほど申し上げましたように、今、校長会とその方法について協議を重ねているところで、どのようになるか最終的な段階にはなっておりませんが、十分また練り込んでいきたいと思っております。

それから、これまでのご説明で誤解がある部分もあるかと思いますが、例えば、塾の講師に丸投げするようなイメージを持たれてしまったようですが、基本的に学級管理を塾の講師にしてもらうという話は、あり得ないと私は思っております。と同時に、この事業については、教育委員会として責任を持って行いますけれども、基本的にはそれぞれ各校の校長会を含めた各校の学校管理に携わるもの全てが、この事業に関わっていかないとできないというように思っております。

ですので、校長会との協議を今後も重ねていきたいと思っておりますが、私ども

が問題と考えているところの出発点というのは非常に単純でありまして、やはり経済的な課題のあるご家庭が十分な学習環境を整えられないことであると。端的に言えば塾ということになります。塾通いができている、できていないということのその前の段階で、学習習慣等をどうやってつけてもらうかということが課題でした。

要はその子供を抱えているご家庭がそのお子さんの学習環境をどう捉えているのか。学習環境に問題があると思ったならば、ぜひとも応募してもらいたい。これが私たちの本心です。

今日これだけご意見をいただきましたので、校長会ともよく相談をさせていただいて、私どももさらに練り込んでまいります。方法、趣旨についてはご賛同いただけるということでございますので、今回のご意見を十分いかせるように努力してまいりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

○垣内委員長 趣旨・目的そして背景で事業の必要性もみんな反対するものではないのですが、子供たちにとって一番効果的なやり方というものを、いま一度学校とよくご相談をさせていただいて、教育長がおっしゃったように前向きに制度設計をお考えいただければと思います。

それでは、指導課のエについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(4) 生涯学習課 オ

次に、生涯学習課のオについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、上野学園石橋メモリアルホールから申請のごございました事業に対する後援名義の使用についてご説明申し上げます。資料は5でございます。

上野学園石橋メモリアルホールは、2010年に改築された歴史ある音楽ホールでございます。国内外に向けた音楽芸術の新天地として、また、音楽に携わる若者の育成を進めることで知られているホールでございます。

今回の事業は、「ヴィオラスペース2016 vol.25」と題しまして、5月28日から6月1日にかけて、表記の4日間にわたり同ホールにて行う事業についての後援でございます。

コンサートにつきましては、国際的に活躍するヴィオラ奏者を招集し、また、若手演奏家のための公開マスタークラス。そして、小学校3・4年生を対象とした新たな試みがございますが、子供のためのワークショップなどを行うものでございます。

子供たちの情操を育み、区民の生涯学習の振興に寄与するという観点から、本件後援につきましてよろしくご協議の上、ご許可いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 今回のこの後援につきましては、区内の大学ということもありますし、ともに上野の山「文化の杜」構想を推進をしていく仲間でもございますので、ぜひとも、これについては後援をしたいというように思っています。

同時にこの中で地域関連プログラムということだと思いますが、子供のためのワークショップ、公開マスタークラスなど、このような事業につきましても台東区の子どもたちが多少なりとも関わることを持てるのはいいと思いますので、ぜひとも、今回、初めてですけれども、後援をしたいと思っています。同時にこれを区内の学校を通じて十分周知できるような体制も組んでもらいたいなと思います。

よろしく願いいたします。

○垣内委員長 非常に素晴らしい活動ではないかと思えますし、子供たちのためのワークショップ、参加費無料ということで地域還元にもなっているかなと思えますが、収支予算を拝見いたしますと、一応これは100万円単位ですから、1,400万円ぐらいの事業ということですよ。収入のほう企業が協賛、助成金で950万円と結構な金額なんですけれども、これはほぼほぼとれるという見込みであろうと思いますが、そのような理解でよろしかったのでしょうか、というのが1点。つまり、予算が足りなくてなかなかできにくいとか、そういうことがないのかなというところを確認したいということと、それから、大阪、名古屋でもなさるといいますので、同じようなプログラムで、どちらでやるのか、もしご存じであれば、参考までに教えていただければと思っております。

○生涯学習課長 石橋メモリアルホールがあります上野学園さんと、それから資料の2枚目の裏でございますが、テレビマンユニオン音楽事業部との共催で行う事業でございます。会場は石橋メモリアルホールでやるということで、上野学園さんがご協力をしてやるというところでございます。もしこの予算に不足ができたときには、テレビマンユニオン音楽事業部のほうで負担をするというように記しております。

東京のプログラムにつきましては、資料にあるとおりでございますが、東京が終わりましたその後、大阪の会ではほぼ同じようなプログラムではございますけれども、出演は今井信子さんですとか、同じような方の協力をいただきながら行うとなっております。

それから、大阪のほうでは、2016年5月24日に講師の今井先生を初めとした若手演奏家のための公開マスターを行い、コンサートのほうは5月25日の夜間に行うとなっております。

また、名古屋のほうでございますが、5月26日に若手演奏家のための公開マスタークラスを愛知県の芸術大学のほうで行い、コンサートのほうは5月27日に名古屋の電気文化会館のほうで行うとなっております。

私の手元にある資料では、一番、東京が大きい規模で行う、上野学園さんが協力をしながらというところがございます。

○高森委員 2点ほど質問がありますが、標題が、第25回ヴィオラスペース2016と書かれている資料に、昨年12月22日付発の台東教育委員会宛のこの手紙のことですが、この下の部

分の実施概要のところには、「アスタリスクのマークは無料で一般に公開するもの」となっていて、そこにはワークショップ、マスタークラスに、それぞれアスタリスクマークがついているので全部無料ということにはなるのかと思うのですが、今回の実施にあたり、1月18日に申請されたこの書類ですと、ほかの2クラスの①②各回500円となっていて、これは変更があったということでしょうか。

○生涯学習課長 子供たちのワークショップについては無料ということで、若手のものについては500円となっておるものでございます。

○高森委員 変わったということですよ。

これはボリューム25ということですから、もう25回続いていらっしゃると理解ができるのですが、台東区教育委員会の後援、共催名義使用というのは今回初めてで、今まではなかったということですが、そうすると恐らく、今回の取組みの中ではこの子供のためのワークショップ、マスタークラスがやはり教育委員会絡みの事業となると考えて申請が来ていのだらうと思います。そのような理解でよろしいでしょうか。

○生涯学習課長 この事業自体は25回目を数えてまして、いろいろなところでやられていると考えます。先ほど教育長からのお話にもありましたように、上野学園さんとともに台東区の文化を推進する仲間ということで、こちらで主催する事業、特に地域に開かれたものにつきましては、地元台東区教育委員会の後援を毎回いただいているということで、したがって、この度のこの事業について、特に子供たち、地域に周知をしたいということで後援申請があったものでございます。

○高森委員 わかりました。

そうすると、教育委員会としては、このような許可をするに当たっては、ワークショップの具体的な内容を少しわかったほうがいいのかと思ったのですが、恐らく心配はないと思いますけれども、また何か新しい情報とかありましたらお知らせいただければと思います。

この事業は教育長からもお話があったように、大変意義のあることでございますから、ぜひ協力をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○垣内委員長 補足ですが、多分このワークショップというのは、いわゆるアウトリーチですので、ヴィオラってどんなものですか、触らせたり、それから簡単な曲を聞いていただいたりというような形の、一番最初のゲートウェイみたいな部分をなさるのだらうと思います。

公開マスタークラスは、マスタークラスですので、教えていただく若手の演奏家は500円払うけれども、その教えていただいている場面を公開しますので、それは無料で、例えば子供たちが聞きたければ見るというようなことなのではないかと、よくそういうスタイルがありますので。そうすると、若手の演奏家の方のどこが、どのようにすればよりよくなるのかというようなことのプロセスも全部拝見することができると、こういうようなことではなかろうかと思われま。

○生涯学習課長 まさにそのとおりだと思います。高森委員がおっしゃったように、細かいプログラムまでは頂戴していませんが、子供たちのワークショップの指導に当たる方につきましては、アントワン・タメスティさんという方で、まさにミュンヘン生まれの方で、ヴィオラの演奏者でありまして、数々のコンクールにも入賞をされているという方でございます。そうしたプロの方から子どもたちがヴィオラの魅力について触れるということになると思います。

○垣内委員長 渋い楽器ですけれども、プロの方がひくとまた一段と、しかも、その場で聞くと一段と違いますので、非常に得がたい、いい機会であろうかと思えます。

ほかにご質問ございませんでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、生涯学習課のオについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(5) 青少年・スポーツ課 カキク

○垣内委員長 次に、青少年・スポーツ課のカからクについて、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、まず、カ、(仮称)台東区スポーツ振興基本計画の策定についてご説明いたします。お手元の資料6をご覧ください。

項番1の趣旨でございます。平成21年に区では、区民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けて、「台東区スポーツ振興基本計画」を策定いたしました。計画期間は平成30年までの10年間でございますが、策定から7年が経過し、「台東区長期総合計画」の改定や、2020年、東京オリンピック・パラリンピック大会の開催の決定など、スポーツを取り巻く環境が大きく変化しております。このため、新たな計画を今回策定するものでございます。

新しい計画では、現計画において目標に掲げております、スポーツ実施率60%を70%に引き上げることや、障害者スポーツの普及促進など新たな基本目標を設定し、本区におけるスポーツ推進の新たな指針として策定してまいりたいと考えてございます。

なお、策定後に2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の終了などがございますので、スポーツにおける環境も変化をすることが考えられます。その際には、中間地点で見直しを図ってまいりたいと考えているところでございます。

項番2の計画の位置付けをご覧ください。本計画は、スポーツ基本法第10条の「地方スポーツ推進計画」といたします。また、台東区の現行計画策定後、国や東京都のスポーツにおける計画が新たに作成をされているため、それらを踏まえた計画とさせていただきます。

さらに、台東区の長期総合計画や行政計画に加え、オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組方針が確定される予定ですので、また、生涯学習推進プランと関連する計画もございますので、そういった施策との整合性を図りながら策定してまいりたいと考えているところでございます。

項番3の予算額でございます。平成28年度の当初予算に690万円の計上を予定しております。

内容といたしましては、計画の策定に向けた区民やスポーツ団体を対象とした意識調査、また、策定委員会の運営、計画製本等、必要な経費一式を予定してございます。

項番4のスケジュールでございます。4月に策定委員会での検討を開始し、その後すぐに意識調査を実施いたします。調査結果と策定委員会の検討を踏まえ12月には中間のまとめを策定し、パブリックコメントを経て、28年度中に計画を策定する予定がでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、キの障害者スポーツ普及促進についてご説明させていただきます。資料は7でございます。

項番1、事業の概要でございます。2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を踏まえ、障害者スポーツの必要性がさらに高まっており、今後はより具体的な障害者スポーツ施策が必要であると考えております。体験会や人材育成等を通じて障害者スポーツの普及促進を行うというものがこの事業でございます。

項番2番の事業の内容でございます。

(1)障害者スポーツ体験会でございます。障害者の方や、また、健常者の方にパラリンピック競技の種目を体験していただくことで、競技の認知度向上や普及促進、普及啓発を図るものでございます。体験会での種目は、区内に協会がごございますシッティングバレーボールや、これまでスポーツ事業等でつながりが持てましたブラインドサッカー、また、車椅子バスケットボールを予定しているところでございます。回数はそれぞれ1回の体験会を予定してございますが、回数につきましては、予算の範囲内でまた柔軟に対応していけるように考えていきたいと思っております。

(2)の人材育成でございます。障害スポーツ社会の実現のためには、障害のある方でも指導者となれるような環境整備や、健常者が障害者スポーツに関われる仕組みづくりが必要になると考えてございます。そのため、スポーツ指導者の講習会に障害者も受講できるよう手話通訳者を派遣することや、次にご説明します障害者向けの水泳教室で指導を行う人材の育成講習会を開催しようと考えているのがこの事業でございます。

次に、(3)の障害者水泳教室でございます。文部科学省が平成25年度に行った調査によりますと、水泳はさまざまな障害を持った方の中でも共通して実施率が高いという結果でございました。これは浮力により身体的な負担が軽減されるためであると考えられております。そこで、主に水泳初心者の障害者の方を対象に水泳教室を実施したいと考えてございます。障害をお持ちの方はそれぞれ状態が全く異なるため、マンツーマンによる指導を予

定しております。この水泳教室には、先ほどご説明した指導者の講習会に参加した区民の方にもご協力をいただきたいと考えているところでございます。

項番3の予算でございます。28年度の当初予算に318万円の計上を予定してございます。この事業は、東京都の補助事業となっておりますので、5分の4の補助でございますけれども、上限200万円なので歳入として200万円も予定しているところでございます。

項番4の今後のスケジュールでございます。28年の4月から広報たいとうで周知を開始し、ご覧のスケジュールで1人でも多くの皆様が障害スポーツに参加していただけるように努めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

次に、若者育成支援の拡充についてでございます。お手元の資料8をご覧ください。

項番1の目的でございます。平成27年度から、ひきこもりの状態にある若者やその家族に対し、ひきこもりへの理解を深めるための講演会や個別相談会を今年度実施してまいりました。28年度はこれまでの活動に加え、電話や面談等の相談窓口を開設するとともに、ひきこもりに悩む本人やご家族の方が相談しやすい体制を整えたいと考えているところでございます。

項番2の支援対象者でございます。支援の対象者は、概ね39歳でひきこもりの状態にある若者とその家族にさせていただきます。

項番3の実施内容でございます。電話による相談は相談者が予約をしたあと、相談日を設けて相談を受け付けたいと考えてございます。この電話相談は、家から出られないご本人や、直接会って面談のハードルが高いご家族の方の利用を想定してございます。

次に、(2)の面談による相談でございます。こちらは、相談者の方が直接相談場所に出向いていただいて、専門の相談室、会議室で相談を行うことにより、ひきこもりの状態にある本人を気にする気にすることなく家族の方が相談を行えるというものでございます。

電話相談や面談による相談については、年間の利用回数を決め、その範囲内で利用ができるという形をとりたいと考えてございます。回数としては、概ね月1回程度と考えてございます。

次に、(3)の家族間での情報交換の場については、年間2回の開催を予定してございます。ひきこもりに悩む家族の方が集まり、それぞれの体験や悩みを語り合うことにより望ましい接し方やサポートの仕方についての情報交換等を行っていただきたいと考えてございます。

(4)の講演会・個別相談会につきましては、今年度と同様に実施したいと考えてございます。こちらは、年間3回の開催を予定しているところでございます。

これまで述べたいずれの事業におきましても、臨床心理士等の専門知識を有する者が相談や情報交換のコーディネートをしていただくように委託するところでございます。

項番4の予算額でございます。平成28年度の当初予算に205万円を予定してございます。

内容といたしましては、相談事業、家族間での情報交換、講演会実施費用、一式を予定

してございます。

最後に、今年度の事業をすでに一度、講演会、個別相談会を実施しておりますので、そ
のご報告をさせていただきたいと思えます。

第1回の事業は、11月28日に実施いたしました。講演会の参加者は30名、個別相談会の参
加人数は4名でございました。2回目の講演会、個別相談会は、3月8日に生涯学習センター
で実施する予定でございます。

説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、まずは協議事項、青少年・スポーツ課の力
について、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 次に、協議事項、青少年・スポーツ課のキについて、何かご質問はござい
ませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、次に、協議事項、青少年・スポーツ課のクについて、何かご質
問はございませんか。

○樋口委員 状況だけ教えていただければと思いますが、こちら側で把握している対象者
は大体どのくらい区内にいらっしゃるのでしょうか。

○青少年・スポーツ課長 何人いるかつかめていない状況でございます。過去に調査を試
みたことがあるのですが、正確な数字をつかむことがアンケート等では難しい状況がござ
います。したがって、今回数字をつかむのではなく、このような形で周知をする方法
をとらせていただきたいと思いますと考えているところでございます。

○高森委員 情報が開示できる部分で結構ですので伺いたいのですが、今回19歳から39歳
までという年齢のくくりで対象者を選んでいますが、11月28日の講演会、個別相談
会に参加された方たちの割合の中では、何歳台の方が多かったのでしょうか。

○青少年・スポーツ課長 講演会、個別相談会に来られた方はもちろんご本人ではないと
いうところもございますので、また、講演会には民生委員の方にも知っていただこうと思
ってご協力いただいたところでございますので、この対象の若者の年齢よりは高い方がご
参加いただいたところでございます。個別相談会4件も、全て親御さんがご相談に来られた
という状況でございます。

○高森委員 具体的な対象者の年齢はわからないということですか。

○青少年・スポーツ課長 対象者の年齢は、20代、30代の方というように聞いているとこ
ろでございます。

○和田教育長 ひきこもりについては、中学校などの不登校なども大きく関係をしてくる
だろうと思いますが、中学校を卒業した方、中学校時代の不登校などの関係からその後の
家庭状況等について連携をとる方策については何か考えていますか。

○青少年・スポーツ課長 この事業は青少年・スポーツ課で所管しておりますけれども、

教育支援館でも相談事業を行っておりますし、区長部局でも自立支援担当ですとか、保健所ですとかいろいろな部署が関係してくるところはございます。そういったところと連絡調整をする会も設けまして、情報共有をするとともに、事業の進め方についても定期的に相談を行っていきたいと考えてございます。

今、教育長のおっしゃられた、特に学校、義務教育時代からの方についても、相談を受けた方の状況を分析しまして、適宜情報提供するなり、また逆に教育支援館のほうから情報をいただくなりという形で連絡は密にしていきたいと考えているところでございます。

○垣内委員長 これは大切なことだと思います。教育支援館とかいろいろなところにいらっしゃる方はまだいいですけども、そうでない方々は難しいところだと思います。ぜひ、確認していただければと思います。

それでは、青少年・スポーツ課のカからクについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイウ

○垣内委員長 次に、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のアからウについて、庶務課長、報告をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、まず、ア、平成28年度教育委員会及び連合校園長会の日程についてご説明いたします。資料9をご覧ください。

平成28年度の教育委員会と連合校園長会の日程を記した資料でございます。左側半分が教育委員会の予定でございます。

28年度につきましても教育委員会は月2回の開催ということで進めていきたいと思っております。月日の左側に丸印がついている部分は、この日については、できれば出前教育委員会を持ちたいという、そういう予定で丸印をつけてございます。

それから、網掛けが入ったところが、時間ですとか場所のところにありますけれども、この網掛けは、例えば時間であれば定例の開催は14時からというところがございますけれども、それ以外の時間を設定してありますという意味合いでございます。場所につきましても、網掛けが入っていれば通常の委員会室とは違う場所ですというそういう表記でございます。

恐れ入ります、右側の連合校園長会のほうの表をご覧くださいと思います。連合校園長会につきましても、28年度については、4月14日、それから10月13日、年明けの1月4日に教育委員の皆様方にもご出席をお願いするように考えてございます。

資料9のご説明については以上でございます。

次に、イ、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応についてご説明いたします。
資料10をご覧ください。

12月分ということで、児童保育課の取扱分が2件でございます。

1件目は、保育園の早期建て替えと状況確認についてということでございます。

要旨でございますが、私立認可保育所を利用しているけれども、衛生面、施設面等に関して大いに不安がある。行政として強い指導はできないのかというものでございます。

所管課の回答といたしましては、ご指摘があった当該施設の建て替えについては以前から事業者から相談を受けているが、具体的なスケジュールを立てられる段階にはいまだ至っていない。建て替えに当たっては、区としても必要な支援をしていく。行政としての指導については、東京都とも協議し、口頭での注意を行うという回答でございます。

次に、もう1件でございますが、これは、保育園及び学童クラブ等についてというものでございます。

要旨といたしましては、働く女性の増加に対して保育園が足りていない。保育所の新規開設に合わせて病後児保育も実施してほしい。それから、一時保育の申し込みをインターネットでの予約ができるようにしてほしい。学童保育についても定員枠が足りていないので、高学年になるとやめざるを得ないことがある。また児童館については、小学校の近くに設ける必要があるというものでございます。

これに対する回答といたしましては、まず、保育施設の整備でございますけれども、次世代育成支援計画に基づいて今整備をしておりますけれども、これに加えての追加整備も進めている。

それから、病児保育につきましては、現在、区内1カ所で開催しているところであります。平成28年度からは、居宅訪問型保育の実施を検討しているというふうにお答えをしております。

また、一時保育につきましては。区役所で先着順で受け付けることで複数の施設をそのときに一度に申請できるなどの利用者さんへの利便を確保しているというふうにお答えをしております。

それから、こどもクラブにつきましては、対象を6年生まで拡大しましたけれども、希望者を全て受け入れることはできない状況があるため、児童館の活用ですとか、学校における放課後子供教室の実施などにより放課後対策を進めていくとお答えをしております。なお、児童館については、区内に8館あり、地理的配置等も考えた上で各エリアに展開しているというお答えをしております。

次に、ウの後援名義の使用についてでございます。資料は11をご覧ください。

これは、指導課の取扱分で継続分でございます。事業名が「ぎゃくてんじかんワークショップ」というものでございます。

主催者は青山学院大学社会情報学部ワークショップデザイナー育成プログラム事務局と

いうところでございます。

事業内容でございますけれども、「逆転」の視点からものごとを捉え、作品づくりをすることで、児童の創造力を引き出す等というものでございます。こういった活動を通じてコミュニケーション力の育成の機会とするというものでございます。

実施日と場所につきましては、資料のとおりでございます。

以上、庶務課のアカウまでの3点のご説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、まずは、報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 次に、報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

この2番目の、保育園のインターネット予約のお問い合わせですけれども、これは区役所に来ていただいているいろいろお話をお伺いするという、相談機能もつけるということで、インターネットではなく区役所来訪の方式をとられているのでしょうか。

最近インターネットでいろいろなものも予約できるようになっておりますので、利便性を考えると可能性も考えたほうがいいのかと思うものですから、どういう理由で現在のシステムを動かされているのかご説明いただけますでしょうか。

○児童保育課長 実はこういったお問い合わせを何件か受けておまして、やはりインターネットでの予約ですとか、サイトを通じての予約ということはおっしゃっていただいております。現在区内では5カ所の保育園、こども園でこの事業を展開しておりますが、お申し込みが便利になるとそれだけキャンセルの率も高くなるという部分が一方にございます。そのため、どうしても使いたいという方においでいただくことで、より確実に使っていただく方にお申し込みいただいているという側面もございます。

実際にはお話をお伺いして予約日をその場で調整していただいているということですので、インターネットによる時間的な集中によって接続ができないということは、区役所の窓口であればそういった事態は起きませんし、また、予約が埋まったところについては即わかりますので、ダブル予約ですとかそういった事態は防げているのかなと考えているところでございます。

○末廣委員 居宅訪問型保育を開始することができるのですか。

○児童保育課長 前回の教育委員会でお諮りいたしましたが、28年度に予算計上をして、4月から利用料について一部助成するという形で実施する方向で今準備をしているところでございます。

○高森委員 先ほどの一時保育も病後児保育も、申し込む方法については、利用者からすると、先ほど垣内委員長がおっしゃったインターネットでボタンクリック一つでできればいいという気持ちもわかります。特に緊急に急用ができて、どうしても子供を預けたいという事情がある方が一番ご利用されることが多いので、そのような緊急性を考えると利便

性の分ではインターネット予約はいいとは思いますが、先ほどのお話しのようにパニックになるおそれがありますよね。

そういったことを考えるとご面倒ではあるけれども、区役所に来ていただいてその手続きをきちんと踏んでいただくのも理解できますが、ほかにも、例えばお住まいの近くの区民事務所などで受け付けるような対応はできないのでしょうか。わざわざ区役所まで来なければいけないのでしょうか。

○**児童保育課長** 開設している区内5カ所で受け付けるということも以前検討したことがあったようではございますが、ご利用される方の大半が、その日に利用したいという方が多く、どこの施設でもいいから使いたいというご希望の場合には、やはり1カ所で申し込みを集中することの利便性のほうが今はまだ高いというように考えてございます。

○**高森委員** 管理を集約したほうがわかりやすいということですね。

○**児童保育課長** はい。

○**垣内委員長** ほかにご意見ございませんか。

(なし)

○**垣内委員長** 次に、報告事項、庶務課のウについて、何かご質問はございませんか。

内容については非常に良さそうな気がします。学年や学校が異なる児童でということですので、具体的にどういう対象者で、何人ぐらいで、どのくらいの期間でやるのか、内容についてももしご存じのようであればご紹介いただけないでしょうか。

○**指導課長** 対象が1年生から6年生となっています。前半と後半、午前と午後に分かれて、午前も午後も活動時間は2時間、それぞれ定員は40名となっております。

具体的な内容としては、iPad miniを使って、いわゆる一度録画をして逆再生したら面白くなりそうだという映像を、その学校や学年の違う子供たちでグループをつくって、知恵を出し合いながら共同で作品を制作するというのが活動となっております。

○**垣内委員長** 何かご質問ございませんでしょうか。

(なし)

○**垣内委員長** それでは、庶務課のアからウについては、報告どおり了承願います。

(2) 学務課 エ

○**垣内委員長** 次に、学務課のエについて、学務課長、報告をお願いします。

○**学務課長** 平成27年度台東区小児生活習慣病予防健診の実施結果についてご報告をいたします。資料12をご覧ください。

小児生活習慣病予防健診につきましては、平成20年度から実施しておりまして、本件は27年度の実施結果でございます。

項番1、健診の目的ですが、小・中学生の成長期に生活習慣病の早期発見に努めるとともに、生活習慣の見直しを図るなど、生涯にわたり健康的な生活を実現することにつなげて

いくこととしております。

項番2、対象者につきましては、資料のとおりでございますが、主に小学校4年生及び中学校1年生の健診希望者となっております。

項番3の健診場所は、地域の協力医療機関。

項番4の健診機関は7月から9月末までを基本としておりまして、未受診者につきましては、勸奨の上10月末まで受信可能としております。

項番5、健診項目につきましては、生活習慣調査、身長、体重、腹囲、血圧、血液検査となっております。

項番6、判定の方法でございますが、項番5の健診項目を資料にお示ししている①から⑥に分類した上で、要医療から正常までの5段階で総合判定を行います。

資料2ページをご覧ください。

項番7、判定後の指導につきましては、資料の表のとおりでございますが、要医療及び要経過観察と判定された場合は次年度も健診受診対象者となります。

項番8、小学校4年生及び中学校1年生の健診結果でございます。

まず(1)、受診者数及び受診率ですが、表の太枠が今年度の結果でございます。小学校4年生は、小4の全児童のうち33.9%の児童が受診し、前年比4.8ポイントの増でございます。中学校1年生は、中1全生徒のうち21.6%の生徒が受診し、前年比2.4ポイントの減ございました。全体では、28.6%の児童・生徒が受診し、前年比1.7ポイントの増ございました。

資料3ページをご覧ください。

ページの下のほうの表、(2)総合判定でございます。

まず、小学校4年生ですが、要医療、要経過観察が前年より増加しておりまして、要指導は前年から横ばい、管理不要は増加、正常は減少という結果となっております。

恐れ入りますが、4ページをご覧ください。

中学校1年生につきましては、小学校とちょっと逆の傾向がありまして、要医療、要経過観察は減っております。なお、要指導、管理不要は増加、正常は減少という結果ございました。

次に、項番9、前年度、前々年度で「要医療」または「要経過観察」の判定を受けた児童・生徒の状況ですが、恐れ入りますが、次の5ページのほうをご覧ください。

中ほどの(2)総合判定の小学生の部分でございます。要医療の判定を受け、本年度受診した2名は、いずれも要指導という判定結果で判定が改善しております。

また、要経過観察の判定を受け本年度受診した16名のうち6名の判定が改善している結果となっております。

その下の表の中学生でございますが、要医療が3名中1名、要経過観察が10名中8名、生徒の判定が改善をしております。

6ページをご覧ください。

項番10は、小学校4年生時に受診した児童が、本年度中学校1年生で受信した結果ござ

います。

(2)の総合判定の表をご覧ください。

24年度の判定で要医療とされた1名は、要経過観察に改善しております。また、要経過観察とされた8名のうち5名は判定が改善しております。

項番11は、健診の際に行う自己チェックリストで、3項目以上のチェックがついた児童・生徒に受診勧奨行っておりますが、その受診割合でございます。3項目以上該当した小学校4年生の受診率は66.8%で、前年比5ポイントの増、中学校1年生は44.4%で、前年比2.1ポイントの減ということでございました。

7ページをご覧ください。

項番12、今後の対応でございます。資料のとおり、健診の周知、パンフレットの配付、養護教諭等に対する研修などを実施してまいります。また、前回のこの本委員会でご報告した学校保健研究発表会におきまして、下谷医師会の柴田先生より、生活習慣病予防健診に関する研究発表がございますので、そうした情報も適宜周知等図ってまいります。

資料8ページ以降につきましては、参考資料としておつけしております。後ほどご確認いただければと存じます。

長くなりましたが、報告は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 このことについては、台東区の下谷、浅草それぞれの医師会にもいろいろとご協力をいただいておりますが、この事業に対して何か要望とかあるいは状況報告などがあれば聞かせてください。

○学務課長 両医師会とは、毎年この健診の結果を受けて、来月に日程の調整をさせていただいておりますが、打ち合わせをする会を持っております。その中でやはり出ているのは、受診率の向上をもっと図るべきだというご意見を頂戴しているところでございます。

一応、チェック項目で3項目以上ついた児童・生徒につきましては受診勧奨するようということで、それによる一定の効果は出てはいますけれども、やはり年度間によっては若干下がるときもあるというところでございますので、この件については引き続き徹底をしていきたいと担当としては考えているところでございます。

○垣内委員長 この自己チェックリストについては、簡単ですけども非常にファーストスクリーニングとしては良くできているのではないかと思います。ここで3項目以上該当した生徒さんたちが、小学校の場合は27年度で27%、今回の受診率が25%ということですので、このチェックリストで要注意となった方には、確かに希望者ベースだとは思いますが、受診するように促すご努力をしていただければなと思います。中学生に関して言うと27%。受診者は21%ですので、やはり残念に思います。

今後はどのような形で、この受診率を促進していくお考えなのでしょうか。もちろん、医師会とのご相談もあろうかと思いますが、事務局としてのお考えがもしあれば教えていただけますでしょうか。

○学務課長 資料の7ページにもお示しをしておりますが、やはりこういうのは受診勧奨以外になかなかの妙諦が見つかっていないのが正直なところではございますが、やはり、当然学校の先生方のご協力をいただかないと受診勧奨等もままならない部分がございますので、その辺がやはり養護教諭あるいは栄養職員等への研修、そのような周知、そのような活動の工夫を今後考えていきたいと思っているところでございます。

○樋口委員 学校間での著しい格差はございますか。

○学務課長 恐れ入ります、資料の13ページお開きください。

こちらに各学校別に、お示しをさせていただいておりますが、正直申し上げまして、児童数に対する受診率が11%ですので、当然、特に問題がない児童・生徒が多いところは受診率が下がる傾向はあるのかもしれないのですが、高いところだと56%程度の数字が出ているところもありますので、正直この辺の学校間の意識差をなるべく小さくしていきたいと思っているところでございます。

○垣内委員長 今の件ですが、申込率、受診率が低いというのは正常な方が多い、つまりチェックリスト3項目にあまり当てはまらない生徒さんが多いという、そういう理解なのでしょうか。

○学務課長 受診を勧奨する手段の一つとして3項目以上のチェックというところを掲げさせていただいておりますが、決してぱっと見ただけで、問題ないから受けなくていいよという、そのようなやり方ではもちろんございませんので、当然自分は健康だと思ってお子さんについても、生活習慣病を予防するという意識を持っていただく意味でも受診していただきたいということでの周知はかけさせていただいているところでございます。

○高森委員 小学校よりも中学校の生徒のほうの受診率が低い理由として、健診場所が各地域の協力医療機関ということに限定されているので、もしかすると、中学生はクラブ活動で帰宅が遅くなって受診をする時間帯に帰宅できないというような事情もあるのかなと思うのですが、そのことについて何かリサーチはされましたでしょうか。

○学務課長 今、委員ご指摘のあった部分につきましては、事務局としては正確な数値を持っているわけではございませんが、そのような感触を正直持っているところはございますので、その辺は医師会とご相談をさせていただければと思っております。

○高森委員 遅くても、医療機関は何時ぐらいまでやっているところが多いですか。

○学務課長 医療機関にもよりますが、一般的な医療機関ですと大体6時ぐらいまでが一般的かなと思います。ただ、遅いところで7時、8時までやっているところもちらほら見ることはございます。児童・生徒のかかりつけ医が何時までやっているかということが正直あると思いますので、その辺の対応についても、学校あるいは医師会ともご相談をさせていただきたいと思えます。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、学務課のエについては、報告どおり了承願います。

(3) 指導課 才

○垣内委員長 次に、指導課の才について、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 資料13をご覧ください。

台東区優秀教員・優秀団体奨励についてご説明いたします。

項番1、目的、区立の幼稚園・保育園・小中学校の管理職を除く教員で、教育活動の充実や広く台東区の教育の振興・発展などへの功績を称えるものです。優秀教員・優秀団体のさらなる意欲の喚起や、区の教育施策の推進を図る目的があり、平成16年度から実施しております。

項番2、概要です。優秀教員は、A、教育活動実践部門とB、地域・部活動等部門の2部門の推薦区分がございます。ステージⅠからⅣといったキャリアプランのステージに分けて推薦をしていただきます。

推薦から決定までの流れですが、まず所属長宛に通知を行い、奨励候補者や団体の推薦をしていただきます。その後、台東区教育委員会、優秀教員団体奨励選考委員会にて選定を行います。

項番3、奨励対象者及び団体につきまして、5名の優秀教員と一つの団体を選考いたしました。表彰者の概要につきましては、一覧にあるとおりでございます。なお、奨励を受けた先生や団体にて取り組んだ内容につきましては、引き続き、台東区の保育や学校教育に積極的に還元してまいりたいと考えております。

奨励式・表彰式につきましては、3月9日の定例教育委員会終了後、ここ教育委員会室におきまして午後3時30分よりとり行う予定でございます。ご多用の中恐縮ですが、委員長はじめ各委員の方々にもご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

奨励式の進め方といたしましては、教育委員長より、賞状と記念品の授与をとり行っていただきます。

また、毎年3月に指導課にて発行している指導課だよりで紹介を行い、多くの教職員に周知をしてまいります。

説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 簡単に結構ですので、1番から5番までの先生方の具体的な指導事例、実践の例などを挙げていただけますか。

○指導課長 まず、1番の方についてですが、今年度は140周年の実行委員長として学校を取りまとめられました。また、以前根岸小学校、大正小学校におきましても周年行事の際に周年委員長を務めていらっしゃいます。

2番の方につきましては、生活指導主任、教務主任として学校経営の中心的な大変参加意欲の高い主幹教諭でございます。また、英語が大変堪能で、ALTと協力した授業を校内の教

員や、また、台東区教育研究会で英語部に所属しておりますので、積極的な授業公開に努めております。

3番の先生につきましては、生活指導主任として組織的に校内体制を構築する上で大きな貢献を果たしております。また、図工の指導に定評があり、東京都図工研究会の大会実行委員長を務めるなど区内の図工教育でのリーダーシップも大いに発揮していただいております。

4番の方につきましては、保健体育科の教員として、校内の体力向上の大きな原動力となっております。また、生活指導面でも生徒へのきめ細やかな指導を行うとともに、バスケットボール部の顧問として生徒を引率し、積極的に地域の行事等にも参加をしているということで、地域とも太いパイプ役を担っております。

5番の方につきましては、中学校陸上競技大会ジュニア駅伝等、陸上競技における運営面で中心的な役割を果たしております。また、東京駅伝等に際しましても、土日の練習の指導に携わるとともに、生徒の順位を上げようと率先した役割を買っていただいております。陸上の指導のお力が大変あり、保護者からも部活動等への期待も集まり、入部する生徒数も大変多くいると伺っております。

それから、優秀団体につきましては、この学校は今年度研究発表も行っており、学校のモデルもしくはスタンダードといったような名称で、その先進的な実践を区内でも多くの学校に広めております。また、学力調査等も、国語・算数でいわゆる向上傾向が見ることができ、現在国語科を中心に、全校職員の授業力の授業改善に努めているところでございます。

以上でございます。

○高森委員 今の報告について伺いたいのですが、優秀教員奨励、1番の方ですけれども、ご説明によると、周年の指導等がメインということで、それはこの推薦内容のところ而言えば、学校経営方針の実現というところでの表彰という理解でよろしいのかどうかというところなんです。

この方は前任校と現任校の両方で、私は実際に授業の様子を拝見しています。非常に教え方が上手です。そういった部分での表彰ではなくて、今回は経営の部分、若手の育成というのが主たる推薦の理由だと受け止めていいのでしょうか。

○指導課長 優秀教員につきましては、一つの要素だけではなく、多様な視点から日常の勤務内容を評価するようにいたしておりますので、先ほどは周年の委員長というのが地域とのパイプ役を果たす上でも重要な役割ということで、その点をお伝えいたしましたが、それ以外にも、台東区教育研究会で生活科総合科部会に所属し、今おっしゃっていただいたすぐれた授業力を発揮していること、また、今は6年生の学年主任として児童への的確な指導を行っていること。さらには、教材研究等で若手教員のよいお手本になっているという要素も加味して今回は表彰対象者としております。

○高森委員 複合的にということですね。

○指導課長 はい。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、指導課のオについては、報告どおり了承願います。

(4) 青少年・スポーツ課 カ

○垣内委員長 次に、青少年・スポーツ課のカについて、青少年・スポーツ課長、報告をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、奨学資金貸付選考委員会の選考結果についてご報告させていただきます。

平成28年4月から高校へ入学する予定の区民から奨学資金等の貸付の申請がございました。選考委員会の選考を経て、貸付者を仮決定いたしました。また、奨学資金償還の免除申請が1件ございまして、同様に選考を経て免除を承認したのでご報告させていただくものでございます。

奨学金の目的・対象者・貸付限度額は記載のとおりでございます。

今回の奨学資金の募集期間ですけれども、平成27年11月24日から12月11日まででございました。区内中学校の全3年生にチラシを配布し周知したものでございます。今回貸付の申請は1件でございました。選考委員会は1月7日の木曜日に実施いたしました。貸付者、申請者1名を審査の結果貸付者に仮決定いたしました。この奨学金貸付は貸付期間が終了後6カ月後から15年以内に償還するものという制度でございます。

裏面をご覧ください。

今回の貸付者は、浅草小学校の生徒1名でございました。第1希望は都立ということで、都立の奨学資金、また、第2志望に合格した場合には私立でということなので、都立・私立ともに審査を決定し、貸付が仮決定いたしました。

また、奨学資金の免除の申請が1件ございました。この方は、免除なんですけれども、入学資金の貸付でございまして、娘さんの入学資金として35万円を貸付したんですけれども、その後返済を16万1,000円は返済していただいたんですけれども、平成14年にお亡くなりになったということでございました。その際、娘さんがかわりに払いたいという旨と、連帯保証人には連絡しないでほしいという旨があったので、という記録があるんですけれども、その後、娘さんとも連絡がとれなくなった状態が続いてまして、昨年連絡がついたため確認したところ、貸付をした、ここではAさんと記載しておりますけど、Aさんはお亡くなりになって、そのお子さん全員が相続放棄を行っていたということの事情を伺いまして、それを理由にそれで免除にならないのかというお話をいただいたところでございます。その後、連帯保証人がおりますので、連帯保証人の方にも連絡したところ、その方は現在生活保護を受給中ということで、償還が難しい状況であるということから、償還を免除してほ

しいという申請を受けまして、今回の免除の申請にいたったということでございます。

この申請者の1名を審査した結果、免除の申請を承認を選考委員会で決定したものでございます。免除の金額は18万9,000円でございます。

報告は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

この1月7日の会議に私も出席をさせていただいております、貸与をする学生さんは女子学生で、しっかりした真面目な方で、ある意味自分の実力よりも少し下目のといたしますか、都立学校に志望をするということで、確実に進学を計画するという非常に堅実な方でもあります。立派な方であろうということで全員一致でこの奨学金貸与の決定をさせていただいたところですよ。

裏面のほうの、償還免除については、非常に複雑な事実関係がございますけれども、入学資金を実際借りたその当事者であるお嬢さんのほうがなかなか生活上困難があつて、その返済をすることができない。また、法律上、連帯保証人になっている方は今、生活保護であるというようなこともございまして、これにつきましても免除申請を受けるというような判断にいたった状況になっております。補足させていただきました。

よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、青少年・スポーツ課の力については、報告どおり了承願います。

3 その他

○垣内委員長 そのほか、何かございますか。

(なし)

○垣内委員長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時10分 閉会